

先進医療の新規届出技術について
(届出状況／12月受理分)

先 一 1
7 . 1 2 . 4

受理番号	技術名	適応症等	申請医療機関 ※1	先進医療 の内容	医薬品・ 医療機器 等情報	保険給付されない 費用※1※2 (「先進医療に 係る費用」)	保険給付される 費用※2 (「保険外併用療養費 に係る保険者負担」)	保険外併用 療養費分に係る 一部負担金※2	先進医療 A又はB (事務局案)	受理日
181	歯科用OCT画像診断装置を用いた、シェーグレン症候群患者に対する、不顎性齶齶の検出率の向上、および管理療法	シェーグレン症候群	東京科学大学病院	別紙1-1-1	別紙1-1-2	1万円 (研究費負担は8千円、患者負担は2千円)	1万8千円	8千円	先進医療A	R7.11.11
182	流死産絨毛・胎児組織NGS染色体検査	自然流産、死産	藤田医科大学病院	別紙1-2-1	別紙1-2-2	4万8千円 (追加の倍数性検査が必要な場合は1万5千円)	ア.流産(自然排出)の場合 イ.流産手術を実施した場合 ウ.死産の場合 ア.流産(自然排出)の場合 イ.流産手術を実施した場合 ウ.死産の場合	2万円 4万7千円 13万7千円 2万円 2万円 5万9千円	先進医療A	R7.11.17

※1 医療機関は患者に自己負担を求めることができる。

※2 典型的な1症例に要する費用として申請医療機関が記載した額。(四捨五入したもの)

【備考】

○ 先進医療A

- 未承認等の医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の使用又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の適応外使用を伴わない医療技術(4に掲げるものを除く。)
- 以下のような医療技術であって、その実施による人体への影響が極めて小さいもの(4に掲げるものを除く。)
 - 未承認等の体外診断薬の使用又は体外診断薬の適応外使用を伴う医療技術
 - 未承認等の検査薬の使用又は検査薬の適応外使用を伴う医療技術
 - 未承認等の医療機器の使用又は医療機器の適応外使用を伴う医療技術であって、検査を目的とするもの

○ 先進医療B

- 未承認等の医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の使用又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の適応外使用を伴う医療技術(2に掲げるものを除く。)
- 医療技術の安全性、有効性等に鑑み、その実施に係り、実施環境、技術の効果等について特に重点的な観察・評価を要するものと判断されるもの